

福祉医療制度

保険医療費の自己負担分を助成します

県内の医療機関を受診する際、健康保険証と一緒に**福祉医療費受給資格者証**を提示すると、保険診療の自己負担分が助成されます。福祉医療制度は、皆さまの税金でまかなわれていきます。将来にわたり維持していくために、制度の仕組みや目的をご理解のうえ、受診してください。特に**他の公費負担医療制度**

との併給などにご協力をお願いします。

母子・父子家庭などの皆さまへ

現在受給資格者証を交付されている人には、7月中に通知を送付します。7月31日(水)までに申請してください。

重度心身障害者などの皆さまへ

令和5年8月から所得制限基準が導入されました。現在受給



福祉医療制度の対象者

区分	対象者	新規申請に必要なもの
子ども ※ 出生および転入時などに申請	0歳～18歳(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	<input type="checkbox"/> 健康保険証
重度心身障害者など ※適宜更新が必要	障害年金1級	<input type="checkbox"/> 障害者年金証書(有効期限または次回診断書提出日が確認できるもの) <input type="checkbox"/> 健康保険証
	身体障害者1～3級 ※3級は入院のみ	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 健康保険証
	療育手帳A	<input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 健康保険証
所得制限あり	特別児童扶養手当1級	<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 健康保険証
	精神通院医療適用人者 ※精神通院のみ	<input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証 <input type="checkbox"/> 健康保険証
母子・父子家庭など ※更新は1年に1度	○母子・父子家庭で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童とその扶養者 ○父母のいない18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童 ※いずれも所得税非課税者 ※事実上の婚姻関係と同様の事情にある人は該当しません。	<input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本(本籍地が町外の人) <input type="checkbox"/> 令和6年度の所得課税証明書(1月2日以降に転入した人)

▼問い合わせ先
住民課 保険室
26・2249(直通)



▲受給資格の変更届(保険証の変更)はこちら



▲受給資格者証の再交付申請はこちら

▼対象所得
給与所得・譲渡所得・不動産所得・雑所得(年金)など
※障害年金、遺族年金などの非課税所得は対象外です。
※窓口などで個人の収入に関する問い合わせにはお答えできません。

▼所得の確認対象
受給資格対象者本人および同一世帯の配偶者・扶養義務者

資格者証を交付されている人で継続して対象になる人には、7月中旬頃に新しい受給資格者証を送付します。
※所得が確認できないなどの人には7月中旬頃に通知を送付します。申請が必要な場合があります。

重度心身障害者などの所得制限基準額および収入額の目安

扶養親族などの数 (※1)	受給資格者本人		配偶者または扶養義務者	
	所得制限基準額(※2)	収入額の目安(※3)	所得制限基準額(※2)	収入額の目安(※3)
0人	3,604,000円	約5,180,000円	6,287,000円	約8,319,000円
1人	3,984,000円	約5,656,000円	6,536,000円	約8,586,000円
2人	4,364,000円	約6,132,000円	6,749,000円	約8,799,000円
3人	4,744,000円	約6,604,000円	6,962,000円	約9,012,000円

※1 扶養親族などの数は、税法上実際に扶養している人の数です。

※2 所得制限基準額は、特別障害者手当に準拠しているため、制度改正により変更となることがあります。

※3 収入額の目安は、給与所得者を例とした額です。

二十歳の門出を祝う

令和7年二十歳のつどいのご案内

二十歳の門出を祝して「令和7年吉岡町二十歳のつどい」を開催します。

▼期日 令和7年1月12日(日)

▼時間 午前10時～(午前9時30分受付開始)

▼場所 文化センターホール

▼対象 平成16年4月2日～平成17年4月1日生まれで町に住民登録がある人、または吉岡中学校を卒業した人



健康の保持・増進のために

人間ドック受診に補助金

人間ドックの受診を希望する人へ、申請により補助金を交付しています。対象となる人間ドックは、日帰り人間ドック、1泊人間ドックおよび脳ドックです。

※町の健診を受けた場合、人間ドックへの補助金を受けることはできません。

▼対象

● 国民健康保険(国保)加入者
● 受診日現在、1年以上国保の被保険者で、30歳以上の人
● 申請日時点で国保税を完納している人

● 後期高齢者医療保険加入者

受診日現在、町に住所があり、後期高齢者医療保険料を完納している人

▼医療機関 ご自身で選定

▼助成金額 2万円
※健診料が2万円以下の場合支払った金額まで

▼申請方法
受診後、次のものを保険室に持参してください。
□人間ドック健診料の領収書
□健診結果(一式)
□通帳など(振込先が分かるものの写し)

▼申請期間

4月1日～令和7年3月31日
▼申請期限
令和7年3月31日(日)
※令和7年3月中に受診した人は、あらかじめ申請期限内に申請し、健診結果通知表は令和7年4月30日(水)までに追加で持参してください。
※申請期限までに申請がない場合、補助金を受けることはできません。

▼申請・問い合わせ先

住民課 保険室
☎26・2249(直通)



今月の納税

固定資産税……………2期
国民健康保険税…1期
介護保険料……………1期
後期高齢者医療保険料…1期

納期限 7月31日(水)

コンビニエンスストア、LINE Pay、PayPay、auPAY、d払いでも納付できます。また、便利で確実な口座振替もご利用ください。

無料税務相談(要事前予約)

●期日 7月9日(火)

●時間 13:30～16:00

●場所 役場2階 第1会議室



●問い合わせ先

税務会計課 税務室 ☎26-2237(直通)

※予約時間については30分を目安に受け付けさせていただきますが、相談内容により時間が前後する場合があります。



電子申請で申請できるようになりました

手話通訳者・要約筆記者派遣申請

聴覚障害などがある人で、通院や面談などで手話通訳者や要約筆記者が必要な場合に、申請してください。ご利用の際は、利用希望口の1週間前までに申請してください。



▲申請はこちらから



重度障害のある人に交付します

理容美容利用券

重度障害のある人に、理容美容利用券を交付します。1枚2千円相当の利用券2枚を、7月に対象者へ郵送します。

▼対象

7月1日時点で町に住民登録があり、在宅で、次のいずれかの手帳を所持する人

- 身体障害者手帳1・2級
- 療育手帳A

●精神障害者保健福祉手帳1級
※施設などに入所している人

▼申請・問い合わせ先

健康福祉課 福祉室
☎26・2246(直通)



利用券発送時までに転出・死亡した人は除きます。

▼利用方法

町内の協力理容・美容事業者でご利用ください。町内の協力事業者一覧は通知に同封します。

本事業にご協力いただける町内事業者を募集しています。

▼問い合わせ先

健康福祉課 福祉室
☎26・2246(直通)

お気軽にご相談ください

人権擁護委員が委嘱されました

7月1日付けで、法務大臣から佐藤孝一さんが委嘱されました。任期は3年です。

人権擁護委員は、法務局と連携して相談を受け、問題解決のお手伝いをしています。また、人権について関心を持ってもらえるよう啓発活動を行っています。

毎月第2木曜日には、老人福祉センターで人権相談を受けています。



ます。お気軽にご相談ください。よろしくお願ひします

新任 佐藤孝一さん(南下)

令和6年7月1日付

退任 越石真理子さん(陣場)

令和6年6月30日付

▼問い合わせ先

健康福祉課 福祉室
☎26・2246(直通)

学童クラブの職員を募集します

町内6カ所の学童クラブに勤務する職員を募集します。子ども達を育むお仕事です。ぜひお持ちの資格や経験を活かしてください。

- ▶職務内容 放課後学童クラブにおける児童の保育
- ▶採用時期 応相談
- ▶勤務時間 1日5時間以内シフト制
- ▶賃金 時給1,000円(昇給あり)
- ▶応募資格 放課後児童支援員などの資格をお持ちの人、学童クラブの業務に興味をお持ちの人

問い合わせ先
町社会福祉協議会
☎54-3930

